

非正規地方公務員 = 会計年度任用職員制度の抜本的改善を！

早川征一郎

総務省『労働力調査』によれば、日本の雇用労働者のうち、いわゆる非正規雇用の割合は、1970年代初めにはまだ10%に満たなかった。だが、それから半世紀後の現在、実にほぼ4割近くに達している。

この点、公務労働の分野、とりわけ地方公務員の場合も例外ではない。正確な人数は統計上、把握できないが、現在、一般行政職の地方公務員のうち3人に1人が非正規地方公務員だと言われる。そして、その圧倒的多数が会計年度任用職員である。

2020年4月に導入されて現在に至る会計年度任用職員制度は、それまで地方公務員法上の任用（雇用）の根拠がバラバラであった非正規地方公務員について、それを一つにまとめ、原則として、任用期間を一会計年度内に限定しようとするものである。

この場合、政策の方向性として、“上方修正”的（正規地方公務員の増員、非正規公務員の本務化・定数内繰入れ、処遇の大幅改善等）であれば、現在、非正規地方公務員をめぐる事態は改善方向に向かい、これほどには深刻化していないであろう。

だが、導入された新たな政策の方向性は、あまりにも“下方修正”的（正規地方公務員の定数削減、不安定雇用の非正規地方公務員の大量累積と一層のパートタイム化等）であった。それ故、処遇も改善されず、いわゆる官製ワーキングプアが大量に産み出されている。

それだけではない。地方自治体の本来的恒常的業務である地域公共サービスのうち、管理運営的業務や財産差し押さえや許認可といった権力的業

務でないかぎり、その一層の非正規化・パート化に歯止めがかからなくなっている。要するに、地方自治体の本来的恒常的業務 = 地域公共サービスにおける非正規公務員の一層の基幹労働者化である。

地域公共サービスの基幹的担い手が、会計年度ごとに“雇止め”の不安にさらされる非正規公務員 = 会計年度任用職員に委ねられていけば、地域公共サービスの不安定化や業務縮小、住民へのサービス低下を招くのは必至である。それに近年、コロナ禍やマイナンバーカードなど業務の一層の繁忙化が加わっており、いまや危機的ともいえる深刻さを増している。

このままで良いはずがない。問題の根源は、現行の“下方修正”的な公務員人事政策の方向性にある。“上方修正”的な政策方向への転換なくして、問題解決への道はない。

とはいえ、現在の日本で、そのような政策転換の必要性は、何もこの問題に限られたことではないかもしれない。さしあたり、雇用問題に限定していえば、公務部門に限らず、日本における非正規雇用の抜本的改善こそが急務であろう。

“少子高齢化”対策としての政策の在り方が現在、問題化しているが、その場合、雇用環境の抜本的改善こそが最も核心的な政策であることが再認識されるべきであろう。

上林陽治（2021）『非正規公務員のリアル——欺瞞の会計年度任用職員制度』日本評論社。

早川征一郎（2021）「非正規地方公務員 = 会計年度任用職員制度はなぜ問題か？」『労働法律旬報』2021年6月上旬号、1986号。

（はやかわ・せいいちろう 法政大学名誉教授）